

## つくばみらい市病院バス 広告媒体料金表

### ①車内・吊り下げチラシ

20枚～30枚ずつ綴り紐にて吊り下げ。

サイズ	A4以内	掲載期間
金額(1枚あたり)	10円	なくなり次第終了・最長3カ月

### ②車内額面 B3ポスター

期間	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	4ヶ月	5ヶ月	6ヶ月
金額(1枚)	1,000円	1,500円	2,000円	2,500円	2,500円	3,000円

### ③車内前方額面(運転座席後ろ) B3ポスター

期間	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	4ヶ月	5ヶ月	6ヶ月
金額(1枚)	1,000円	1,500円	2,000円	2,500円	2,500円	3,000円

### ④車内窓枠 B3ポスター

期間	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	4ヶ月	5ヶ月	6ヶ月
金額(1枚)	1,000円	1,500円	2,000円	2,500円	2,500円	3,000円

### ⑤車内 車内窓 ステッカー (縦25cm×横50cm以内・透過率50%以上)

期間	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	4ヶ月	5ヶ月	6ヶ月
金額(1枚)	500円	1,000円	1,000円	1,500円	1,500円	1,500円

### ⑥車内前面 液晶画像広告

系統数	画像数1枚		画像数2枚	
	6ヶ月	12ヶ月	6ヶ月	12ヶ月
1	30,000円	48,000円	45,000円	72,000円
2	35,000円	56,000円	50,000円	80,000円

※同一系統で掲出回数を増やす場合は、1回増す毎に5,000円追加

※液晶ディスプレイを使った動画については要相談

### ⑦車内放送(片道1箇所・1年間)

期間	1年間
金額(1箇所)	30,000円～50,000円

※希望バス停箇所や希望系統により異なります。

次の項目に該当するものについては、コミュニティバス「みらい号」の車内広告として、掲出いたしかねますのであらかじめご了承ください。

- (1) つくばみらい市の公共性, 中立性又は品位を損なうおそれがあるもの
- (2) 法令等に違反するおそれがあるもの
- (3) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるもの
- (4) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれのある組織・団体に関するもの
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する風俗営業に関するもの
- (6) 政治活動, 宗教活動, 意見広告(社会問題に関する意見を記載した広告を含む。)又は個人の宣伝に関するもの
- (7) 貸金業の規制等に関する法律(昭和58年法律第32号)第2条に規定する貸金業に関するもの
- (8) 虚偽, 誇大又は紛らわしい表現により, 誤解又は不利益を与えるおそれのあるもの
- (9) 社会的な信用, 信頼に欠ける内容であると認められるもの
- (10) つくばみらい市の行政運営上支障があると認められるもの
- (11) 前各号に掲げるもののほか, バス車両等に掲載する広告として不適當であるとつくばみらい市が認めるもの